○中国地方整備局告示第六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	東広島市安芸津町風早字原一一九六番一一から同市安芸津町風早字吉末一二三一番三まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十五号	竹原市港町三丁目一二四一番四から同市港町五丁目一二四四番七まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	岩国市周東町西長野字勅使一五三番五から同市周東町西長野字勅使一四二番一まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
周南市大字戸田字八反田西二七四八番二から同市大字戸田字八反田西二七五六番四まで	前	三四・〇〇～四七・〇〇メートル	一四四キロメートル
	後	三四・〇〇～七一・〇〇メートル	一四四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	周南市大字戸田字八反田西二七四八番二から同市大字戸田字八反田西二七五六番四まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岩国市今津町一丁目一〇二番一から同市南岩国町五丁目一一二番一まで	前	BA	七・六〇～三五・〇〇メートル	六・一八八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA	七・六〇～三四・〇〇メートル	六・一八八キロメートル	
			二五・〇〇～一一四・〇〇メートル	四・七二〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十八号	山口県熊毛郡田布施町大字別府字江田一六八一番二から同町大字別府字新宮一六四二番二まで	中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山陽小野田市新生三丁目一五一三番一から同市日の出二丁目一五一五番一まで	前	二五・〇〇～三六・〇〇メートル	〇・〇六〇キロメートル
	後	二六・〇〇～四七・〇〇メートル	〇・〇六〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　中国地方整備局長　戸田　和彦